**令和７年度（2025年度）スマート農業マッチングイベント等実施**

**業務委託**

**公募型プロポーザル実施要領**

**１　業務名**

令和７年度（2025年度）スマート農業マッチングイベント等実施業務

**２　目　的**

担い手の減少による生産性の低下が懸念されているため、農業現場へのスマート農業（DX）の導入を加速化する必要がある。近年、様々なスマート農業技術が開発されてきており、導入件数が多い技術がある一方で、導入件数が少ない技術もある。

そこで、スマート農業技術の導入が必要な農業者と企業を繋ぐ機会を創出し、各農業現場に対応したスマート農業技術の開発・技術導入を更に進めるため、マッチングイベントを実施する。

併せて、スマート農業技術を活用した取組みを検討している農業者等に対して、スマート農業技術に関する知見・ノウハウ等を有する専門家を派遣し、助言や情報提供等を行うことにより、農業者等におけるスマート農業技術の活用を推進する。

農業現場とスマート農業技術を有する企業のマッチングや専門家派遣の実施にあたり、スマート農業技術に関する知識やノウハウ等を有する民間事業者等の企画提案を公募型プロポーザル方式により募集する。

**３　業務の内容**

別添「令和７年度（2025年度）スマート農業マッチングイベント等実施業務委託仕様書」に沿ってプロポーザルに応募する者自らが企画する業務であって、県が委託する業務として公序良俗に反するものでないこと。

**４　委託期間**

　　契約締結の日から令和８年（2026年）３月13日（金）まで

**５　委託費**

（１）契約限度額（予算額）

3,499,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

なお、この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

（２）対象経費

事業の実施に直接必要となる経費（会場等使用料、資料印刷費、人件費、謝金、広報費、ニーズ調査・企業調整に係る旅費等）とする。

**６　実施スケジュール（予定）**

・公告（県ＨＰにて）　　　　　令和７年（2025年）６月12日（木）

・事前説明会（参加任意）　　　令和７年（2024年）６月17日（火）13:30～14:30

・参加申込書・質問書提出期限　令和７年（2025年）７月１日（火）17:00

・提案書提出期限　　　　　　　令和７年（2025年）７月11日（金）17:00

・審査　　　　　　　　　　　　令和７年（2025年）７月14日（月）～７月16日（水）

・審査結果通知　　　　　　　　速やかに実施

・委託契約内容協議・締結　　　速やかに実施

・委託契約終了　　　　　　　　令和８年（2026年）３月13日（金）

**７　プロポーザルの対象者となる事業者**

次の各号を全て満たす者とする。

（１）地方自治法施行令第167条の4に該当しないものであること。

（２）熊本県から指名停止の処分を受けていない者であること。

（３）消費税及び地方消費税並びに都道府県税の未納がない者であること。

（４）会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続きを行っていないこと。また手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全でないこと。

（５）自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと及び次のイ及びウに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）

イ　暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）

ウ　暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ　自己、自社若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係をしている者

キ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

**８　プロポーザル事前説明会について**

日　　時：令和７年（2025年）６月17日（火）13:30～14:30

場　　所：オンライン（WebEX）

申込方法：参加を希望する場合は、「プロポーザル事前説明会参加申込書」をメールにより提出すること。

※事前説明会への参加は、必須ではありません。

　　提 出 先：yamagata-k@pref.kumamoto.lg.jp

　　提出期限：令和７年（2025年）６月16日（月）12:00

**９　プロポーザル参加申込み及び質問書の提出について**

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加申込書及び質問書（質問がある場合のみ）を提出すること。

（１）プロポーザル参加申込書

提出書類：ア　様式１

イ　登記事項証明書

　　法務局が提出日の３か月以内に発行した現在事項証明書の原本に限る。

ウ　印鑑証明書

　　法務局が提出日の３か月以内に発行した法人の印鑑証明書の原本に限る。

エ　直近一事業年度分の貸借対照表及び損益計算書（決算期変更等で決算の月数が１年に満たない場合は、事業年度二期分の決算書）の写し

オ　納税証明書（提出日の３か月以内に発行された原本に限る。）

（ア）消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書

（イ）県税に未納がないことの証明書

熊本県内に本店又は支店等がある場合は、各県広域本部、各地域振興局、県自動車税事務所のいずれかで発行する「熊本県税（全般）について未納税額はありません。」の証明書。

なお、熊本県内に本店又は支店等がない場合は、本店所在地の都道府県が発行する都道府県税に未納がないという証明書。東京都等「都道府県税に未納がない」という証明書が発行されていない場合は、法人都民税及び法人事業税・地方法人特別税についての直近の事業年度分の納税証明書。

カ　委任状

本店の代表者から支店、営業所等の代表者への契約行為の権限を委任する場合に限る。様式は任意とする。

※現在、熊本県の競争入札参加資格を有している者は、上記イ～カまでの書類を省略することができる。

　　　提出方法：電子メール、FAX、持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明に限る）

　　　　　　　　　※FAXまたは郵送の場合は、必ず事前に電話で連絡すること

　　　提出部数：１部

　　　提 出 先：〒862-8570　熊本市中央区水前寺6-18-1

熊本県農林水産部農業技術課（TEL：096-333-2380、FAX：096-381-8491）

E-mail：yamagata-k@pref.kumamoto.lg.jp

　　　提出期限：令和７年（2025年）７月１日（火）17:00必着（郵送の場合も同様）

（２）質問書

提出書類：様式２（質問がある場合のみ。口頭による質問は受け付けない。）

提出方法：電子メール

　　　提 出 先：yamagata-k@pref.kumamoto.lg.jp

※メール送付後に電話で到達確認をすること（TEL：096-333-2380）

　　　提出期限：令和7年（2025 年）7月1日（火）17:00必着

　　　回答方法：提出期限後、質問者を匿名として全ての参加者に電子メールにて回答する。

**10　提案書の提出について**

（１）提案書の内容

・提案書は、選定基準を十分に踏まえた上で、様式３、様式４を用いて作成すること。

（２）提出方法等

　　　提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明に限る）

 提出部数：４部（正本１部、副本３部）

　　　提 出 先：〒862-8570　熊本市中央区水前寺6-18-1

熊本県農林水産部農業技術課（TEL：096-333-2380）

　　　提出期限：令和７年（2025年）７月11日（金）17:00まで（郵送の場合も同様）

（３）提案書を無効とする場合

以下に該当する場合、提出された提案書を無効とする場合がある。

・提案書の提出方法、提出先、提出期限が適合しないもの

・提案書の様式及び実施要領に示された条件に著しく適合しないもの

・プロポーザル参加申込書又は提案書に虚偽の内容が記載されたもの

・審査委員又は関係者に提案書に対する協力を直接的又は間接的に求めた場合

・その他、選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められたもの

（４）提出された提案書の取扱い

・提案書は返却しない

・提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする

・一度提出のあった書類は、原則として差し替えを認めない

・県は、提案書の協議及び説明のために、写しを作成し使用することができる

・提案書は熊本県情報公開条例等に基づき、公開することがある

（５）注意事項

企画提案の内容は委託候補者を選定するためのものであり、実際の業務は、県と協議のうえ実施する。

**11　審査及び委託候補者の選定について**

提案書の内容等について書類審査を行い、必要に応じて審査会を開催し、委託候補者を決定する。なお、必要に応じて、申込者に対して提出書類の内容の確認、追加書類の提出依頼、ヒアリング等を行うことがある。

1. 審査期間：令和７年（2025年）７月14日（月）～７月16日（水）

（２）選定委員

　　　　委託候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、提案書の審査、委託候補者の選考を行う選定委員は、熊本県職員の中から、業務の関連又は業務実績を考慮して３名程度を選出する。

（３）審査及び委託候補者の選定

審査では、提案書について、別紙に定める審査の視点に基づき審査し、順位点の総得点が最も高い提案をした者を本業務の委託候補者として選定する。

また、総得点が同点の場合は、高い順位の票を最も多く得たものを委託候補者とし、高い順位の票が同数の場合は、くじ引きにより決定する。

（４）結果通知

選定結果は、電子メールにより参加者全員に通知する。なお、審査内容に係る問合せ及び異議については受け付けない。

**12　委託契約の締結**

県は委託候補者と協議を行い、契約条件を確認のうえ、改めて見積書を徴取し、予算額の範囲内で委託契約を締結する。

なお、必要な契約条件に合致しない場合、契約の締結を行わない場合には、次点者と契約の締結について協議する。

受託者が委託契約書に記載する条項に違反したときは、県は、当該委託契約の全部又は一部を解除し、委託料の支払いを停止し、又は受託者に対して支払った委託料の全部または一部の返還を求めることがある。

**13　契約保証金**

契約しようとする者は、熊本県会計規則第77条の規定により、契約保証金（契約金額の100分の10以上の金額）を納付しなければならない。

ただし、熊本県会計規則第78条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の納付を免除する。

**14　その他**

・プロポーザルに係る費用は、一切支払わない。

・プロポーザル参加申込書の提出後に辞退する場合は、７月14日（月）までに辞退理由等を記載した辞退届（様式５）を提出すること。

・本事業の実施については、この要領に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。